

シャプラニールによるスリランカ GGP レビュー報告の要点

報告者：シャプラニール(大橋・白幡)

1. レビューの概要

時期：2012年3月5日夜から12日早朝まで

実施者：外務省国際協力局開発協力総括課森首席事務官、
シャプラニール大橋副代表、白幡海外活動担当スタッフ

特徴：報告書の公表。

日程：

	月	日	曜日	時間	行程
1	3	5	月	20:45 22:50	大橋、白幡コロンボ着 (UL887) 森、コロンボ着 (UL461)
2		6	火	9:00 10:30 12:00 21:00	通訳兼ガイド (Mr. Sanjeevakumar) との打ち合わせ 日本大使館訪問 / GGP 担当者ヒアリング (今村書記官、椎野 委嘱員、ジャヤワルダナ委嘱員) 粗大使表敬 ワウニア着
3		7	水	10:00 10:30 14:00 16:00	デルボン社会調和支援 (DASH) スタッフと面会 同、地雷除去活動実施中のフィールドを訪問 サルボダヤのキリノッチ事務所を訪問 同、活動地視察
4		8	木	10:00 10:30 18:15 19:00	アヌラダプラ県の女性開発協会、代表と面会 同、サイト事務所および周辺のフィールドを訪問 コロンボ着 大使公邸、夕食会 (セワランカ代表のハルシャ氏、公使と GGP 担当官、レビューチームが同席)
5		9	金	9:30 10:30 12:30 15:00 16:10 23:50	旅行代理店手続 日本大使館にて、第3回 NGO・在外 ODA 協議会に参加 日系 NGO 関係者との昼食会 (大使館近くのレストラン) オーストラリア高等弁務官事務所訪問 日本大使館にて最終打ち合わせ 森、コロンボ発 (UL454)
6		10	土		終日、文献調査、数量分析及び報告書作成
7		11	日	16:00	報告書作成 IHR (落選案件) 訪問
8		12	月	1:00 1:25	大橋、コロンボ発 (MH178) 白幡、コロンボ発 (UL886)

2. スリランカにおける最近の日本の ODA と GGP の状況

スリランカでは、2007年7月以降は東部、2009年5月の紛争終結以降は北部を中心に、紛争で疲弊した北部・東部における平和の定着と復興に対する支援として、国際機関や NGO を通じた人道支援、住民生活・社会環境、ガバナンス分野を中心とした支援にも力を入れてきた。当地における GGP はこうした流れの中に位置づけられ、他の支援スキームではカバーできない生計支援や地雷除去につき重点的に GGP が活用され、NGO による地雷除去案件を含め、毎年約 10 件、計 2 億円前後が供与されている。

なおスリ GGP の一番の特徴は、地雷除去のため多くの資金が使われている事。例えば 10 年度は 903,200 米ドルが 2 団体に提供されている。

3. スリランカ GGP に関する調査を踏まえた、主に在スリランカ日本大使館に対する助言
【主に過去三年分の GGP 総案件の数量分析から】

1. スリランカの GGP 案件の非地雷案件につき、件数管理の観点から 1,000 万円あるいは 500 万円に近い金額に、案件形成段階で誘導しないよう、これまで同様に努めること。またインフレ率や購買力平価による通貨価値の把握等によって適正な案件規模が導かれるよう常に留意すること。

【主に DASH に関連するもの】

2. GGP 全体の中で、地雷案件については別途先行的に整理することで適正な調整を行っていることを情報公開すること。
3. スリランカの最近の地雷案件では国内能力を高めることを優先し、さらに融和促進などの副次的目的も持っていることにつき、さらなる周知に努めること。
4. 支援先 NGO が寄付収入などの自己収入源と広い支持基盤を持つよう推奨かつ適切な支援を行い、NGO との健全なパートナー関係の実現に努めること。
5. DASH あるいは同様な被支援団体に関しては、DASH 自体あるいは他の NGO の協力を得て、支援期間終了後も被雇用者が順調に生活再建できるような施策を進めること。

【主にサルボダヤおよび女性開発協会に関連するもの】

6. 多様でかつ多数、多額の案件を担当する GGP 担当職員（本官及び委嘱員）の人員体制及び専門性の大幅な強化と、必要な現場訪問のための十分な予算措置を行うこと。それらを補うために、現地在住の本邦 NGO 関係者やローカルコンサルタント等を積極的に特定案件型の外部委嘱員として活用すること。
7. 案件の主目的をはっきり明記させること。もしそれが農業や園芸の灌漑の場合、対象面積、主要作物、見込まれる生産量や収入の増加など可能な範囲の定量的記述に努めること。生活用水や家庭菜園用の場合は、井戸の大きさや給水量、及び建設コストが、同地域の他の井戸と見あっているか、具体的にどのように水を共有するのかなどを確認すること。
8. 対象 NGO の組織的信頼性に疑問がある場合、事前審査やモニタリングの過程で適切な組織チェックを実施するように努めること。その際、「CSO 開発効果イスタンブール原則」とその国際枠組み、あるいはインドの NGO の行動基準（Code of Conducts）や日本 JANIC のセルフ・アカウンタビリティ・チェックリストなどを参考／援用すること。
9. 現場のニーズに適正に対応するため、日本の ODA は原則として個人資産の形成のために使えないということはきちんと説明した上で、広く人間の安全保障を追及する案件では個別に認めるなど、柔軟に対応すること。

【主に議論や文献調査、及び本邦 NGO 関係者からの聞き取りによるもの】

10. GGP の広報の改善
 - (1) シンハラ語及びタミル語でも作成し、HP だけでなく、日本のビザ申請場所などに掲示すること。
 - (2) スリランカの地方都市などで、現地の言葉を使つての説明会を何度か開催すること。
11. 大使館の GGP に関する HP にあるコンセプトペーパーの提出があった場合、その受取りとそれに対する対応（regret か申請書提出の要請か、しばらくの保留等）を、文書かメールなど記録の残る形で適正な期間内に相手に通知すること。
12. プロジェクト内、あるいは他のプロジェクト間の不適切な会計処理を防止するために、プロジェクト費用全体の適当な割合の管理費用について、事業との関連性がある場合には柔軟にこれを含めること。

4. 感謝

大使館は、契約書の内容についてオープンな条件を受け入れて下さった。また本レビューにおいて、必要な情報提供とフランクな話し合いがあった。粗大使以下、館員の皆様、森首席事務官、そして現地の NGO 関係者に深く感謝。